

令和3年度いいともあいちブランド力強化事業（おさかなカードを 活用した県産水産物のブランド力強化）委託業務仕様書

1 業務の目的

本県には漁獲量全国1位のあさりや2位のうなぎをはじめ、全国に誇る魅力的な水産物（以下「県産水産物」という。）が多く存在する。そこで、本県の水産物を紹介する「おさかなカード」を活用して、消費者を産地に呼び込み、県産水産物の魅力を体感させることで県産水産物のブランド力強化を図る。（本事業は、国の「地方創生推進交付金」を活用した取組である。）

2 名称

令和3年度いいともあいちブランド力強化事業（おさかなカードを活用した県産水産物のブランド力強化）

3 契約期間

契約締結日から令和4年3月4日（金）まで

4 納入場所

愛知県農業水産局水産課

5 事業の実施内容

（1）事業概要

- ア 県が提供する図案を元にして、県産の水産物を紹介する「おさかなカード」を作成すること。
- イ 県が指定するおさかなスポット（店舗等）での「おさかなカード」の配布、消費者自身が持つモバイル端末の活用などにより、スポットに消費者を誘引する仕組みを構築すること。
なお、仕組みの内容については、あらかじめ監督員の承認を得るとともに、監督員から補正の指示があった場合は速やかに対応すること。
- ウ 事業の実施にあたっては、チラシやポスター等の複数の方法によって消費者に十分な告知を行うこと。
- エ なお、令和2年度事業の枠組みを流用しても差し支えないが、その場合、より一層の参加促進を促すようなPR方法を検討すること。

（2）実績報告書の提出

委託業務が終了したときは、委託業務実績報告書（成果報告書を含む）を契約期間内に提出すること。

- ア 委託業務実績報告書（A4版横書き） 2部
- イ 委託業務実績報告書の電子データ（この事業で制作した成果物を含む） 1式

ウ その他、県が指示したものを納品すること（アクセス状況など事業成果が分析できるデータ等）。

(3) 事業実施における留意事項

ア 本事業により制作した成果物の全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は県に帰属するものとする。

イ 本事業で使用する映像、写真、音楽などについては、既存のものを使用しても差し支えないが、受託事業者以外の者が著作権を保有している映像、写真、音楽等については、その権利の取扱いについて県と調整のうえ、受託事業者により適切に処理を行うものとする。

ウ 事業の実施に当たって、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取り扱いに万全の対策を講じること。

エ 事業の実施にあたっては、県と定期的に会合を持ち、進捗情報の報告、スケジュール等の調整、課題や問題点の解決等について情報交換と報告を実施すること。

オ その他、本仕様書に定めのない事項は、県と協議のうえ決定するものとする。